平成 25 年 2 月 15 日

各　　位

上場会社名　　帝 国 繊 維 株 式 会 社
代　表　者　　代表取締役会長　飯田 時章
(コード番号 3302)
問 合 せ 先　　取締役経営企画部長　阪田　繁
（TEL. ０３－３２８１－３０２２）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 3 月 28 日開催予定の第 87 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

１．定款変更の理由

（１）当社および子会社の事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るとともに、子会社を含めた事業内容の多様化に対応するため、事業目的の変更を行うものです。

（２）株主総会および取締役会の招集権者および議長について、複数の代表取締役がいる場合を踏まえた内容に変更するものです。

２．定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
（目　的）	（目　的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 繊維および繊維製品の製造加工ならびに売買	(1) 繊維および繊維製品の製造、加工ならびに販売
(2) 繊維雑貨および服飾品の製造加工ならびに売買	(2) 繊維雑貨および服飾品の製造、加工ならびに販売
(3) 消防ホースおよび各種消防・防災機器・救急救助器具の製造ならびに売買	(3) 消防ホースおよび各種消防・防災機器・救急救助器具・防災用品の製造・販売および保守・点検・修理
(4) 消防・救急救助用車両等の製造ならびに売買	(4) 消防・救急救助用車両・その他特殊車両等の製造・架装・販売および保守・点検・修理
(5) 高分子製品の製造加工ならびに売買	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	(5) 前１号から４号に掲げる製品等のリース業
（新　設）	(6) 前３号および４号に掲げる製品等に関連したソフトウェアの開発および販売
(6) 建設関連製品の製造および売買ならびに建築設計・施工に関する事業	(7) 建設関連製品の製造および販売ならびに建築設計・施工に関する事業
(7) ホテルおよびレジャー施設の経営	(8) レジャー施設の経営
(8) リネンサプライに関する事業	（削　除）
(9) 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理	(9) 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理
(10)倉庫業、運送業、洗車場および駐車場の経営ならびに石油精製品の売買	（削　除）
(11)造園・園芸および植樹に関する事業	（削　除）
（新　設）	(10)損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業および生命保険募集に関する業務
（新　設）	(11)その他防災に係る事業
(12)前各号に附帯する事業	(12)前各号に附帯する一切の事業
第３章　株主総会	第３章　株主総会
（招集権者および議長）	（招集権者および議長）
第 15 条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。	第 15 条　株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
（新　設）	② 代表取締役が複数のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、株主総会を招集し、議長となる。
② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	③ 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（取締役会の招集権者および議長）	（取締役会の招集権者および議長）
第 24 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。	第 24 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
（新　設）	② 代表取締役が複数のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、取締役会を招集し、議長となる。
② 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	③ 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

３．日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 25 年 3 月 28 日（木）
定款変更の効力発生日	平成 25 年 3 月 28 日（木）

以　上